

府地事第 9 2 2 号
入管庁政第 1 9 2 号
令和 6 年 12 月 27 日

各都道府県・市町
国家戦略特区担当部局 各位

内閣府地方創生推進事務局参事官
出入国在留管理庁政策課長

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の全国展開について

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（以下「特区事業」という。）は、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に規定する国家戦略特別区域に指定されている地方公共団体（以下「特区自治体」という。）において、創業活動に係る事業の計画が適切かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該特区自治体内における外国人による創業活動を促進するとされているところ、「規制改革実施計画（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」において、「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を外国人起業活動促進事業と一本化することで全国展開する」こと及び「一本化により、複数の制度の併用手続を行うことなく、かつ国家戦略特別区域に限らず全国で要件の充足の猶予を可能とするとともに、「事業所の確保」及び「事業の規模」の二つの要件の充足を猶予する期間を最長 1 年 6 か月から最長 2 年間に延長する」こととしたところです。

これを踏まえ、今般、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」（平成 2 年法務省告示第 131 号）及び「外国人起業活動促進事業に関する告示」（平成 30 年経済産業省告示第 256 号。以下「経産省告示」という。）の改正を行い、令和 7 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から特区事業の全国展開を実施します。

ついては、今後の特区事業の運用等について、下記のとおり通知します。なお、本通知に記載のない事項については、従来どおりの運用となります。

記

1 改正後の外国人起業活動促進事業の活用

改正後の経産省告示に基づく外国人起業活動促進事業（以下「経産省事業」という。）の活用については、下記の経済産業省ホームページを参照ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startupvisa/index.html>

2 特区事業の活用期限

施行日において、国家戦略特別区域法第8条第1項に規定する区域計画に特区事業を記載している特区自治体については、円滑に経産省事業へ移行できるよう、特区事業の活用期限について下記のとおり取り扱うこととします。

- ① 特区自治体が特区事業により創業活動を行う外国人に対する創業活動証明書の交付については、令和7年末まで行うことができることとします。
- ② ①による創業活動証明書の交付を受けた外国人については、令和7年度末まで地方出入国在留管理局に対する在留資格認定証明書交付申請を行うことができることとします。
（※）現行では創業活動証明書の有効期間は交付の日から3月と定めているところ、全国展開後も引き続き交付の日から3月とします。
- ③ 特区事業のうち「創業外国人材の事業所確保要件の緩和（以下「コワーキングスペースの特例」という。）」に係る地方出入国在留管理局への在留期間更新許可申請については、令和7年度末まで行うことができることとします。なお、施行日以降の経産省事業においては、事業所の確保の要件の充足が猶予される期間が最長2年間となりますので、コワーキングスペースの特例による在留期間更新許可申請は不要となります。
- ④ 特区事業のうち「外国人留学生が帰国することなく、在留資格を「留学」から創業外国人材の特例を活用した「経営・管理」に切り替えることができる特例（外国人留学生の創業活動の促進）」に係る地方出入国在留管理局への在留資格変更許可申請については、令和7年度末まで行うことができることとします。なお、施行日以降の経産省事業においては、「留学」も含む他の在留資格からの在留資格変更許可申請が可能です。

3 特区事業から経産省事業に移行する場合の在留手続に関する留意点

（1） 施行日において経産省事業を活用している特区自治体の場合

- ① 施行日において特区事業を活用して在留している外国人で、在留期間満了後も引き続き当該特区自治体内で経産省事業の活用を希望する者については、当該特区自治体から起業準備活動計画確認証明書の交付を受けて、当該特区自治体を管轄する地方出入国在留管理局に対し、経産省事業において付与される在留資格である「特定活動（告示第44号）」へ在留資格変更許可申請を行うことにより、特区事業を活用して在留した期間と合算して最長2年まで在留可能です。

- ② 特区事業のうち「経産省事業を活用して在留する外国人が、引き続き特区事業を活用できる特例（起業準備活動期間の延長）」については、改正後の経産省事業において最長2年の在留が可能となることから、当該特例による在留資格変更許可申請は不要となるため、施行日以降は、原則として経産省事業を活用することとします。

(2) 施行日において経産省事業を活用していない特区自治体の場合

- ① 2①のとおり、特区自治体が特区事業により創業活動を行う外国人に対する創業活動証明書の交付の期限を令和7年末までとすることに伴い、当該特区自治体が、引き続き入国時の要件の充足を猶予する事業を活用して外国人起業活動を支援する場合は、令和7年末までに、経産省告示に基づき、経済産業大臣による外国人起業活動管理支援計画の認定を受ける必要があります。
- ② 特区自治体が①の認定を受けた時点以降においては、特区事業を活用して在留している外国人で、在留期間満了後も引き続き当該特区自治体内で経産省事業の活用を希望する者については、当該特区自治体から起業準備活動計画確認証明書の交付を受けて、当該特区自治体を管轄する地方出入国在留管理局に対し、経産省事業において付与される在留資格である「特定活動（告示第44号）」へ在留資格変更許可申請を行うことにより、特区事業を活用して在留した期間と合算して最長2年まで在留可能です。

(3) 特区事業で在留する外国人に配偶者等がいる場合

特区事業から経産省事業へ移行する外国人については、移行に伴い在留資格を変更する必要がありますが、その際、当該外国人の扶養を受ける配偶者等についても、在留資格を変更する必要がありますことから、現行の在留資格の期間満了に伴い、在留資格変更許可申請を行う必要があります。例えば、特区事業を活用して在留している外国人の扶養を受ける配偶者等として「家族滞在」の在留資格で在留し、その在留期間満了後も引き続き本邦での在留を希望する場合には、経産省事業を活用して在留する外国人の扶養を受ける配偶者等としての在留資格「特定活動（告示第45号）」へ変更することになります。

4 区域計画に特区事業の記載がなく、今後外国人創業活動支援を検討する場合

施行日において、区域計画に特区事業を記載していない特区自治体については、今後、外国人による創業活動支援を行う場合には、1のとおり、経産省事業をご活用ください。

以上